

令和7年度 利府町児童クラブ利用案内

年度途中の利用(通常申込)はP3をご確認ください。

1 児童クラブとは

児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の保護及び健全な育成を図るための施設です。

2 対象となる児童

町内に住所を有し、小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間家庭に居ない児童で、かつ、集団保育が可能な児童です。

3 児童クラブの開設場所及び定員【令和7年4月1日～】

名 称	開設場所	電話	定員
利府小児童クラブ	中央二丁目11番地2 (中央児童センター内)	022-385-7707	120名
利府小第二児童クラブ	利府字城前1番地 (利府小学校敷地内)	022-356-3955	80名
葉山児童クラブ	葉山一丁目3番地1 (東部児童館)	022-767-8150	80名
利府二小児童クラブ	神谷沢字後沢31番地1 (利府第二小学校敷地内及び校舎内)	022-255-0655	110名
利府三小児童クラブ	森郷字後楽東1番地5 (利府第三小学校敷地内)	022-767-6543	120名
しらかし台小児童クラブ	しらかし台一丁目9番地 (しらかし台小学校体育館内)	022-767-3758	120名
青山小児童クラブ	青山三丁目45番地1 (青山小学校体育館内)	022-356-9458	120名
菅谷台小児童クラブ	菅谷台三丁目16番地 (西部児童館)	022-781-9895	80名
菅谷台小第二児童クラブ	菅谷台四丁目40番地 (菅谷台小学校体育館内)	070-1141-5557	35名

4 開設時間及び休所日

【開設時間】

通常授業の場合

午後1時30分から午後7時まで

長期休業期間(振替休日など含む)

午前8時から午後7時まで

土曜日

午前9時から午後5時まで(別途申込が必要)

※送迎は開設時間内をお願いします。

※土曜日は勤務証明書等により、土曜日が勤務で保育ができない事を確認できる方が利用できます。

※児童の保育ができる状況の場合は、家庭での保育をお願いします。

【休所日】

日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

5 児童クラブの運営事業者

利府町児童クラブは、多様なニーズに適応した運営、効率的かつ質の高いサービスを提供できるよう、民間の事業者により運営します。

この冊子は1年間保存していただき、必要に応じてご確認ください。

6 利用基準

次の(1)及び(2)の基準を満たしていること。

- (1)町内に住所を有し、小学校に就学している児童
- (2)保護者又は保護者に準じる者が次のいずれかに該当する児童であって、かつ、同居している親族などが児童の保育をできないと認められること。

同居している方で令和7年度中に19歳から64歳になる方全員が保育できる状態にないこと。

(上記の年齢にあたる方と同居している場合は、世帯分離をしていても下記に該当している必要があります。)

【1】家庭外労働	家庭の外で仕事をしているため保育ができない。(※1)(※2)
【2】家庭内労働	昼間、自営業、内職などの仕事のため保育ができない。(※1)(※2)
【3】妊 娠・出 産	母親が出産の前後にあり、保育ができない。(※3)
【4】疾病・障がい	病気、負傷、心身等に障がいがあり、保育ができない。(要診断書)
【5】病人の看護	同居家族に常に介護の必要があるため保育ができない。(要診断書)
【6】そ の 他	その他の事情により保育ができない。(保護者の職業訓練学校就学等)

- ※1 午後1時30分以降まで勤務している方(通勤時間は除く)が対象となります。
ただし、新1年生の4月30日までの利用及び長期休業期間のみ利用の場合は、正午までの勤務時間でも該当することとします。
5・6年生にあたる児童は、午後3時以降まで勤務している方(通勤時間は除く)が対象となります。ただし、身体障害者手帳、療育手帳などの交付を受けている場合、または長期休業期間のみの利用の場合は上記①と同様になります。
- ※2 求職活動中の方については、原則、利用対象となりません。
- ※3 出産予定日の前8週間、出産後8週間が利用対象期間となります。出産後8週間が経過し、育児休暇を取得した場合は退所となります。(申込時の利用期間より短くなる場合は、『児童クラブ利用中止届』の提出が必要です。P4の6 留意事項参照)

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことがあります。

- ・利用児童が、保護者等による保育を受けることが可能なとき。
- ・申込書の記入内容が事実と異なることが判明したとき。
- ・利用児童が、児童クラブ内で集団の規律を乱すなど、他の利用児童の生活を阻害するとき。
- ・児童クラブの使用料に未納があるとき。
- ・その他、児童クラブの運営上、支障があるとき。

【参考】児童クラブでの生活

(1)通常開所

時 間	行 動
午後1時30分～	開所・児童登所 連絡帳の提出 手洗い・うがい・検温・消毒 学習時間
午後3時	自由遊び 室内遊びや外遊び
午後5時 午後5時以降	最終ひとり帰り時間※ お迎えによる降所
午後7時	閉所

(2)1日開所(土曜日・長期休業期間・振替休日等)

時 間	行 動
午前8時～ (土曜日は午前9時～)	開所・児童登所 連絡帳の提出 手洗い・うがい・検温・消毒
午前9時	朝の会
午前10時	学習時間(30分～1時間) 自由遊び・デイリープログラム
正午	昼食(お弁当)・お腹休め
午後3時	おやつ 自由遊び
午後5時 (土曜日は午後5時まで) 午後5時以降	最終ひとり帰り時間※ お迎えによる降所
午後7時	閉所

※長期休業期間中は、児童の生活リズムを崩さないために、8時から8時30分までの間に登所してください。

※下記の時間以降は、保護者の方のお迎えが必要になります。

3月～9月:午後5時(三小のみ午後4時30分)	10月～2月:午後4時30分(三小のみ午後4時)
-------------------------	--------------------------

7 使用料

- (1)児童1人につき月額3,000円となります。※利用日数に応じての日割り計算は行いません。
- (2)児童クラブを全く利用しなかった場合も定額納付(3,000円)となります。(P4、6 留意事項の(4)参照)
- (3)使用料は原則口座振替での支払いとなり、毎月25日(土・日・祝日の場合は翌平日)に当月分を引き落とします。
※口座の登録は利用決定後に案内します。

8 通常申込(利用希望日 5/1～)

下記の日程で利用の申込を受け付けています。各締切日までにお申込みください。

【受付場所】子ども支援課(役場庁舎 1 階③番窓口)

申込締切日	利用可能日	申込締切日	利用可能日	申込締切日	利用可能日
4 月 15 日(火)	5 月 1 日(木)	8 月 15 日(金)	9 月 1 日(月)	12 月 15 日(月)	令和 8 年 1 月 5 日(月)
5 月 15 日(木)	6 月 2 日(月)	9 月 12 日(金)	10 月 1 日(水)	令和 8 年 1 月 15 日(木)	2 月 2 日(月)
6 月 13 日(金)	7 月 1 日(火)	10 月 15 日(水)	11 月 1 日(土)	2 月 13 日(金)	3 月 2 日(月)
7 月 15 日(火)	8 月 1 日(金)	11 月 14 日(金)	12 月 1 日(月)		

※受付開始日は各利用可能日の前月 1 日からです。(土・日・祝日の場合翌平日)

※緊急で児童クラブを利用する必要がある場合(保護者の急病等)は、子ども支援課までご相談ください。

9 長期休業期間のみ申込(終業式・始業式含む)

下記の日程で利用の申込を受付けます。各締切日までにお申込みください。

【受付場所】子ども支援課(役場庁舎 1 階③番窓口)

長期休業(終業式・始業式含む)	申込開始日	申込締切日
夏季休業(7/18～8/25)	令和 7 年 5 月 20 日(火)	6 月 20 日(金)
冬季休業(12/23～1/8)	10 月 21 日(火)	11 月 21 日(金)
R7 年度春季休業(3/24～4/8)	令和 8 年 1 月 20 日(火)	令和 8 年 2 月 20 日(金)

※長期休業期間のみ申込の場合は()内の期間の利用になります。詳しくは子ども支援課までお問合せください。

※利用期間の延長はできません。『通常申込』によりお申込み願います。

※長期休業期間のみ利用の場合は、学年問わず正午までの勤務時間でも利用対象とします。

10 利用の手続及び決定

【提出書類】

別紙「児童クラブ利用申込にあたっての注意事項」を必ずご確認ください。

- (1)児童クラブ利用申込書
- (2)児童状況調査表(申込書裏面)
- (3)同意書
- (4)保育ができない状況を確認する書類(児童と同居していて令和 6 年度中に 19 歳から 64 歳になる方全員分)
※P2に記載の利用基準に応じた添付書類をご準備ください。
※きょうだいで申込みの場合は、写しを取得していただき申込人数分添付願います。

利用基準	添付書類
利用基準【1】・【2】	勤務証明書または自営申告書
利用基準【3】	母子健康手帳の写し
利用基準【4】・【5】	診断書、各種手帳の写し
利用基準【6】	在学証明書、授業の時間割等

以下は、該当する場合に提出願います。**※継続利用の場合も提出が必要です。**

- ① 児童に障がい等がある場合：各種手帳の写し（身体障がい者手帳、療育手帳、診断書の写し等**※**）
※発達障害などの診断が出ている場合も診断書等のご提出をお願いします。
※診断書は1年以内に取得したものが有効になります。
※てんかん、熱性けいれん等その他の病歴がある場合は必ずお申し出ください。
- ② 利府町に転入見込みの場合：転入先が明確にわかる書類（土地売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等）

【利用の可否】

- (1) 利用申込が定員を超えた場合は、児童クラブの定員に応じて、低学年の児童など優先度の高い方から、利用決定するため、利用をお待ちいただくことがあります。
- (2) 通常申込・長期休業期間のみ申込をした方については、各申込締切日から1週間程度で利用の可否を文書で通知します。

11 留意事項

- (1) 申込書等の提出書類は、鉛筆、消えるボールペン等の筆記用具は使用しないでください。
- (2) 申込は添付書類含め全てそろった状態で受付となります。再提出の場合でも期限の延長はできませんので余裕を持ってお申込みください。
- (3) 申込書提出後に申込みを取り下げの場合、または、利用決定後に利用を辞退する場合は、子ども支援課（役場庁舎1階③番窓口）までお越しください。（持ち物不要）
- (4) 児童クラブを年度途中で利用中止する場合は、**退所日（毎月末日）の10日前までに**子ども支援課（役場庁舎1階③番窓口）までお越しください。（持ち物不要）
児童クラブの適正な管理運営のため、利用の見込みがなくなった場合は、必ず利用中止手続きを行ってください。
- (5) 転校などの特別な理由により、4月1日からの利用を希望される場合は、子ども支援課までご相談ください。

12 利用決定後の流れ

- (1) 通常申込または長期休業期間のみ申込をした方については、利用決定後に利用する児童クラブにて説明を受けていただきます。説明の日程等については、利用決定通知と併せてご案内を送付します。
いただきます。説明の日程等については、利用決定通知と併せてご案内を送付します。

◆ご不明な点は、下記までお問合せください。◆

利府町保健福祉部 子ども支援課 子ども企画係

TEL:022-767-2193 FAX:022-767-2102 メールアドレス:kodomo-kikaku@rifu-cho.com